

諮第1号

退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について

滋賀県教育委員会が行った退職手当の支給制限処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第1項の規定による審査請求について、次のとおり裁決することにつき、同条第2項の規定に基づき、意見を求める。

令和7年6月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

裁 決 書 （案）

審査請求人

上記代理人

上記復代理人

処 分 庁 滋賀県教育委員会

審査請求人が令和５年７月９日に提起した処分庁による退職手当支給制限処分に係る審査請求事件（令和５年滋審（ア）第21号、滋賀県職員退職手当条例に基づく退職手当支給制限処分についての審査請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 平成15年４月１日、審査請求人は、滋賀県草津市公立学校講師（臨時）として任用され、滋賀県草津市立玉川小学校勤務を命ぜられた。
- 2 平成16年４月１日、審査請求人は、滋賀県大津市立公立学校教員に任命され、滋賀県大津市立仰木の里東小学校教諭を命ぜられた。
- 3 平成19年４月１日、審査請求人は、国立大学法人滋賀大学教育学部附属小学校教諭に採用された。
- 4 平成27年４月１日、審査請求人は、滋賀県大津市立公立学校教員に任命され、滋賀県大津市立瀬田東小学校教諭を命ぜられた。

- 5 令和3年度、審査請求人は、勤務校（瀬田東小学校）の5年生の担任であり、同クラスに後述の強制わいせつ被告事件の被害者とされる児童（以下「A」という。）がいた。
- 6 令和4年2月頃、4時間目の理科の授業終了後、理科準備室において、審査請求人はAだけ一人残るよう指示して、審査請求人とAの二人だけの状況になった。
- 審査請求人は、Aと他の児童のことについてやり取りした後、Aに対し、椅子に座る姿勢が悪いと言い、Aの背を審査請求人の腹の方へ向ける形で、Aを自分の膝の上に座らせた。
- Aは審査請求人の膝の前辺りに座っていたところ、審査請求人は、Aの体の前に手をまわし、Aを自分の方へ引き寄せた。
- 7 なお、上記6において審査請求人がAを引き寄せた際、審査請求人がAの胸を着衣の上から触ったかどうか、触ったとすればそれは意図的なものであったかどうか、また、一定時間継続して触っていたかどうかについては、後述の「理由」において詳述する。
- 8 Aは学年が変わる前に、友人のBおよびCに対し、審査請求人から胸を触られたということやその嫌悪感を話した。
- 9 令和4年4月1日、審査請求人は、滋賀県教育委員会事務局指導主事に充てられ、幼小中教育課勤務を命ぜられた。
- 10 令和4年5月26日、Aの母親が、インターネットで3歳の女兒がショッピングセンターでトイレに行ったときに殺されて遺棄されたという事件の記事を見かけたことに基づき、Aらに注意喚起しようと、信頼できる大人であっても悪いことをする人がいること、一緒にトイレに行こうと言われてもついていけないようにということを話した。
- そうすると、Aが審査請求人から上記6の行為を受け、審査請求人の手が胸にあたったという話をしながらも、「先生がそんなことするはずがない、気のせいかも」などと言ったため、Aの母親が審査請求人の役をして、Aに当時の状況を再現させた。
- その結果、Aの母親は、審査請求人の手がAの胸に偶然にあたったのではないと考えた。
- 11 令和4年5月27日、Aの母親は、こども人権110番に電話し、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）を通じて公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに電話をして、Aから聞いた話を伝えた。
- 12 大津警察署は被害届を受け、所要の捜査を行った結果、令和4年7月13日、審査請求人を強制わいせつの疑いで逮捕した。
- 13 令和4年8月2日、大津地方検察庁検察官が審査請求人を強制わいせつ罪で起訴し、同月30日、処分庁は審査請求人に対し起訴休職処分を発令した。
- 14 令和5年4月12日、大津地方裁判所は、審査請求人の行為を強制わいせつ罪として有罪認定し、懲役1年6月、執行猶予3年の判決を宣告した。
- 15 令和5年4月12日、処分庁は、「令和4年2月頃、大津市立瀬田東小学校1階理科準備室において、担任している児童Aに対し、Aが13歳未満の者であることを知りながら、姿勢の指導と称して自己の膝の上に同人を座らせた上、その胸部付近に両腕を回して自己の身体に向けて

引き寄せ、着衣の上から同人の胸を手の平で触り、もってわいせつな行為をしたものである」との理由を付し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号および第3号の規定により、審査請求人を懲戒免職処分に付した。

16 令和5年4月12日、処分庁は、審査請求人に対し、懲戒免職とされたことを理由として、滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しないこととした処分（以下「本件処分」という。）を行うこととし、審査請求人の自宅の郵便受けに本件処分通知書を投函するとともに、同月14日、本件処分通知書の写しを審査請求人の自宅へ特定記録郵便で送付した。

17 令和5年4月21日、審査請求人は、上記14の判決に対し、大阪高等裁判所に控訴を申し立てた。

18 令和5年7月9日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。また、同日、審査請求人は、滋賀県人事委員会に対し、地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき懲戒免職処分の取消しを求める審査請求を行った。

19 令和5年11月22日、大阪高等裁判所は、上記17の控訴を棄却する判決をした。審査請求人は、この判決に対し、最高裁判所に上告を申し立てた。

20 令和6年5月31日、最高裁判所は、審査請求人の上告を棄却する決定をし、同年6月5日、本件の上告棄却決定および原判決（上記19の判決）は確定した。

21 令和7年3月7日、滋賀県人事委員会は、懲戒免職処分の取消しを求める審査請求を棄却した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書における主張

ア 理由の要旨

本件処分は、事実誤認に基づく。

また、本件処分は考慮すべき事実を考慮せず、考慮事実の軽重の判断を誤ったものである。

さらに、本件処分は、比例原則に反した過重なものである。

イ 事実誤認

本件処分は、本件事実に基づいてなされたものである。本件事実は、被害児童の公判廷における証言のみによって基礎づけられるものであるが、その信用性には、以下のとおり重大な疑義がある。

まず、有罪判決を言い渡した一審裁判所ですら、被害児童の証言の重大な一部について、信用性を排斥している点を指摘しなければならない。すなわち、被害児童は、本件事実が

あったとされる当時の出来事として、「先生（審査請求人）の膝の上に乗り、後ろから引き寄せられた。その際①自分の右胸を左手で触られた。②自分は先生の手が胸を触るところを見た。」などと証言したものであるが、これに対し、一審判決では、上記①②のいずれについても、公判廷での証言に先立つ母親に対する被害申告や、検察官による事情聴取の際に、まったくなされていなかった供述である点等を指摘し信用性を排斥した。

それにもかかわらず、一審判決が有罪認定に至った決定的な理由は、①被害児童が、審査請求人に胸を触られたという趣旨の供述を、友人及び被害児童の母親に対して行っており、この限度において一貫性が見て取れること、②（偶然、被害児童の胸に腕や手の甲が触れ、それを被害児童が誤解したのではないかという弁護人の主張に対し、）被害児童の胸に触れたのが、腕や、手の甲でないということは、触れた感触から手のひらであるかそうでないかを判別できるという経験則から明らかであることの2点である。しかしながら、これらはいずれも根拠薄弱なものであると言わざるを得ない。すなわち、①については、被害児童が友人に対してした供述は、あいまい不明確な幅のあるものにすぎず、一貫性があるどころか、むしろ時間が経過するにつれて、詳細かつ具体的な供述をし始めたという意味において、被害児童の証言の信用性を減殺こそすれど、補強することにはならないのである。加えて、母親にした供述の内容は、母親による再現等によって被害児童の記憶が書き換わった結果なされたものである可能性が高く、一貫性を認めることはできない。

また、②については、本件事実が起こった時期からすれば、被害児童は、冬季用の制服等を着用していた可能性が高い。被害児童が、着衣の上から胸に触れた物が、腕や手の甲であるか、それとも手のひらであるかを判別することは、通常困難を窮めることが想定されるから、一審判決が判示するような経験則は、不合理極まりないというべきである。

審査請求人は、一審判決に対して控訴申立を行っており、控訴審において、上記理由（もっとも、これらすべてを控訴趣意とするかや、控訴趣意がこれらに尽きるものであるかは、現時点では不明である。）に基づいて、被害児童の証言の信用性が排斥される可能性は、十分にありうるというべきである。

なお、処分庁は、判決宣告直後に、一審裁判所の法廷の待合室前において本件処分の告知を試みた。しかし、一審判決は、被害児童証言の重要な一部について、弁護人の指摘を容れて、信用性を排斥にしたにもかかわらず、弁護人及び検察官が主たる争点としていない事実や、経験則に基づいて、当初、検察官が被害児童の証言に基づいて立証しようとしていた具体的な犯罪事実（被害児童の証言内容そのもの。）より矮小化された事実に基づいて、有罪判決を言い渡したものである。一審での審理経過に照らしてみれば、通常、このような判断内容は、いわば不意打ち的な性質のものであり、弁護人のみならず検察官さえ予測しがたいものというほかなく、当然ながら、処分庁において予測できなかったことである。それにもかかわらず、処分庁が、判決宣告直後、即時本件処分の告知を試みたことは、結局のところ、判決内容を精査し、詳細な事実認定を行う意図は毛頭なく、一審判

決が有罪判決であれば、本件処分を行い、無罪判決であれば行わないという、いわば紋切り型の対応が、判決宣告の前から予定されていた可能性を端的に示すものである。このような処分庁の事実認定に対する姿勢がうかがえる以上、本件処分にあって、事実誤認が生ずるのはなかば必然である。

前述のとおり、審査請求人は一審判決に控訴申立をしているところ、仮に控訴審において一審判決が取り消された場合、本件処分も当然に取り消されるべきである。

ウ 考慮不尽、過大評価

(ア) 考慮不尽

審査請求人は、平成16年から18年にわたり、教師として尽力し、その熱心な指導姿勢から、多くの児童、保護者らから厚い信頼を得てきたものである。本件によって審査請求人が不当にも逮捕、勾留された際は、以前の教え子やその保護者から、減刑・釈放を求める嘆願書が多数寄せられたが、これらの事実は、審査請求人が、これまで地方教育に熱心に取り組み、教育成果をあげてきたことの一端である。

本件処分にあっては、このような、長年にわたる審査請求人の、県内教育への多大な貢献が、一切考慮されていないものであって、考慮すべき事実を考慮していない点で不当である。

(イ) 過大評価

一審判決上、具体的に認定された事実は、審査請求人が、被害児童を膝の上に座らせ、被害児童の後ろから胸部付近に両腕を回して被害児童の身体を自己の身体に向けて引き寄せ、着衣の上から被害児童の乳房を手のひらで触ったというものである。

そもそも上記行為があったという事実認定自体が不当であるが、仮に上記行為があったとしても、その行為態様は強制わいせつ罪の実行行為として想定できるものの中で、最も軽微な部類にとどまるし、厳格に法令の解釈適用を行えば、強制わいせつ行為に該当するかさえ疑わしい。

本件処分が、審査請求人の従前の公務への貢献の対価としての、退職手当等請求権を一方的に奪うという極めて重大な効果を伴い、審査請求人の生計の途を絶つものである以上、その要件は厳格に解釈適用されなければならないところ、本件処分は、上記行為を過大に評価してなされたもので、不当である。

エ 比例原則違反

前項でも述べたとおり、本件処分は審査請求人に対する極めて重大な不利益処分であるところ、一審判決上認定された事実のみをもって、懲戒免職処分を下すことは比例原則に反する。

(2) 令和5年11月28日付け反論書における主張

ア はじめに

本件処分は、審査請求人の従前の勤続報償としての退職手当全額を一方的に制限するも

のであって、事実認定及び処分にあたって極めて慎重を期すべきものである。

しかるに、処分庁の弁明書の記載内容はこのような慎重な姿勢とは真逆のものである。

イ 被害児童の供述の信用性について（弁明書の問題点）

（ア）被害児童の心情について

弁明書は、被害児童に性被害者固有の心情の揺れが認められることから、被害児童は性被害に遭ったものであり、供述の信用性が認められるなどと主張する。

しかしながら、まず、「被害児童の心情の揺れ」なるものをいかなる根拠に基づいてどのように認定したか自体に疑問が残るうえ、性被害者固有の心情の揺れなるものも、他の心情と区別して評価できるものがあるか全く不明である（仮にこれらの点を基礎づける証拠等があるのであれば、提出を求める。）。

（イ）供述の変遷について

弁明書 9 頁 (2) アの記載は、第一審判決理由とも明確に相反する内容であって不当である。

ウ 請求人の供述の信用性について（弁明書の問題点）

請求人は、第一審における被告人質問の際にも真摯に回答をしたところであるが、請求人が、被害児童に対して座り方の指導を誤ったという点については請求人自身も認めるところであり、これによって被害児童が精神的に傷ついたということについても心から後悔し反省もしているのである。そして、そのような誤りが生じた原因についても、請求人が被告人質問で詳細に回答したところである。

しかしながら、請求人が児童に対して指導の方法を誤ったということと、請求人が児童に対してわいせつな行為を行ったということとは天地の差があるのであり、身体接触を伴う不適切な（処分庁の指導ないし規程等に反した）指導即請求人の信用性排斥、ひいては被害児童の供述の信用性を肯定しわいせつ行為を認定するなどという、粗雑な推認過程のもと事実認定をされるのではなかったものではない。

エ 処分手続について

処分庁は、本件処分に先立つ懲戒免職処分の手続が正当であることにつき、別件審査請求事件（令和 5 年（審）第 1 号事件）にかかる答弁書上要旨次のとおり主張した。

- ① 請求人は、処分庁の事情聴取に対し不当に応じなかった。
- ② 処分庁は、刑事事件の公判廷を全て傍聴し、本件非違行為とされる行為について情報を収集し、検討を重ねた。
- ③ 検討の結果、処分庁は本件非違行為を認定し、刑事事件の判決内容が上記認定と異ならなければ、判決宣告後直ちに請求人を懲戒免職処分とすべき旨方針決定した。
- ④ 処分庁は、判決内容が上記認定とおおむね一致したことから、本件懲戒処分の正当性を一定確信し、本件懲戒処分をなした。
- ⑤ 以上のような経緯からすれば、処分手続に何ら違法不当はない。

しかしながら、上記の主張を前提としたとしても、上記懲戒免職処分の処分手続については、以下のとおり問題点がある。

(ア) 請求人が処分庁の事情聴取に応じられなかったのはやむを得ないこと

請求人は、被害児童に対しわいせつな行為を加える意図や、性的な意味での好意を抱いていたことは全くなかったし、實際上被害児童に対してわいせつな行為をしたこともなかった。それにもかかわらず、請求人は唐突に逮捕勾留され、以後長期間身体拘束処分を受けるに至ったのである。請求人はその後、数ヶ月もの身体拘束を経て保釈されるに至ったが、以後も謂れのない事実をもとに刑事責任を追及されている状況には変わりなく、請求人に安息の日は訪れなかった。請求人が、逮捕勾留以降、精神的に追い込まれていたことは想像に難くない。請求人が、独力で処分庁の聴取に応じられる状況ではなく、処分庁の聴取手続に応じなかったことには正当性がある。

また、本件は、刑事手続上請求人の供述の信用性が重大な争点となることが容易に予想できる事案である。弁護人としても、就任当初から、この点を意識して弁護活動を行ってきたものである。

そして、弁護人であれば当然、被疑者被告人の供述内容（刑事手続内外のものも含める。）が、いかなる形で証拠化されるかについては細心の注意を払う。弁護人は、当初、処分庁らによる聴き取りが、捜査機関の有形無形の要請を受けてのものである可能性や、仮にそのような要請がなかったとして、事後的に捜査関係事項照会ないし捜索差押手続を経て、捜査機関側に証拠化される可能性を危惧していたのである。このような危惧は、弁護人が弁護活動を行ううえで当然のものであり、憲法上の弁護人選任権や黙秘権の保障の趣旨に照らしても正当である（ちなみに、処分庁は被害児童及びその母等の関係者らに対する聴き取りは行っていないようであるが、この点について理由があれば釈明されたい。）。

このような弁護活動の一環として、請求人が処分庁の聴取を拒んだり、弁護人同席のもとでの聴取を希望したことは何ら不当ではないし、そのこと自体を本件処分手続において請求人の不利益に評価しているのであれば、それは違法不当である。

(イ) 刑事手続の傍聴のみでは十分な事実認定をすることが困難である点

傍聴のみによっては訴訟資料の収集に限界がある。確かに証人尋問等、全ての情報が口頭でなされ、傍聴席にも伝わる手続はあるため、一定程度訴訟資料を収集することは可能である。しかしながら、本件については、検察官、弁護人の主張立証のために相応の書証等が提出されているところ（弁明書が参照し、被害児童の証言が信用できることの根拠の一つとして示す被害児童の母親が作成したというメモの内容等も含めて）、処分庁は、これらの書証等の内容は何ら確認できていないはずである（請求人は控訴しているため、刑事確定記録の閲覧謄写の方法によることもできない。）。

結局のところ、処分庁は刑事裁判を傍聴したとはいえ、それだけに過ぎず、本件非違

行為とされている事実を第一審裁判所がいかなる根拠に基づいて認定したのか、不正確かつ不十分な訴訟資料に基づいてしか判断できなかったのである。

(ウ) 懲戒免職処分の有効性、妥当性が有罪判決に依存していること

前記経緯からすれば、懲戒免職処分、ひいては本件処分は、刑事手続上、審査請求人に有罪判決がなされたことを実質的な条件としてなされたものであり、仮に有罪判決が維持されない場合に、正当性を失うことは明らかである。

(3) 令和6年3月5日付け反論書(2)における主張

ア 上告審の審理予定等について(弁明書(追加)の「3」について)

処分庁が手続上明らかにしたとおり、審査請求人に対する無罪判決が確定した場合、懲戒免職処分は取り消される予定である。右懲戒免職処分が取り消された場合、審査請求にかかる本件処分はその基礎を失う。

審査請求人は、最高裁判所に対し上告しており、上告趣意書の提出期限は令和6年4月9日である。

本申立にかかる結論は上告審の判断内容を踏まえて下されるべきである。

イ 処分庁の裁量権行使に逸脱濫用があること(同「1」「2」及び令和6年1月24日付回答書について)

(ア) 本件非違行為とされる行為時点及び懲戒免職時点のいずれの時点でも、審査請求人の職務上の行為については特段の問題がみられておらず、この点は処分庁も認めるところである。

退職手当の支給が在職中の労務提供に対する賃金の後払い的性格を有するものである点に鑑みれば、審査請求人が長きにわたって特段の問題なく勤務してきた事情は相応に評価されるべきである。

(イ) また、処分庁は非違の内容および程度について、運用方針に記載されたいずれの場合にも当てはまらないなどと主張する。しかしながら、本件に関する非違行為の態様は、むしろ指導方法を過失により誤ったと評価されるべきものであって、疑問なしとしない。

(ウ) さらに、処分庁は、県民から本件についてお叱りの電話があったこと等を理由に県教育行政への信頼が失墜したなどと主張するのであるが、何か行政に関わる不祥事が起こった場合に、そのような電話が行政にかかってくることは通常想定できるものであって、そのことをもって公務への信頼が大きく害されたということとはできない。

(エ) 処分庁は、非違行為が具体的な公務の遂行に及ぼす影響について、児童が本件非違行為を理由に指導に従わないのではないかと抽象的に危惧したという点を挙げるのであるが、具体的な支障が生じたとは認められない。

2 処分庁の主張

(1) 弁明書における主張

条例12条1項は、懲戒免職権限を有する機関は、懲戒免職をした職員に対し、当該職員の占めていた職の職務および責任、当該職員の状況、当該職員が行った非違の内容および程度、当該非違行為に至った経緯、当該非違行為後における当該職員の言動、当該非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度、当該非違行為が公務に対する信頼に及ぼす影響等を考慮して、一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができると規定している。

ア この点について、請求人は、児童に対し法規範や社会規範を遵守することを指導する職務を負っていたのであるから、自ら法規範等を遵守し率先垂範すべき責務があり、また、それを通じて、児童や保護者等からの信頼を保持しなければならない責務があったものである。

イ ところが、請求人は、被害児童の胸を触りわいせつ行為をして、被害児童の人格的尊厳をふみにじり、被害児童の心に深い傷を与えるという極めて違法性、有責性の大きい非違行為をしたものである。そのようなわいせつ行為をしてはならないことは、滋賀県教育委員会も繰り返し通達してきたものであり、請求人もそのことを十分に認識しながら、あえて、わいせつ行為に及んだものである。

ウ 当然のことながら、請求人がそのようなわいせつ行為をすることについて、酌むべき動機などは到底見いだせない。

エ それどころか、請求人は、自らのわいせつ行為を認めず、否認しつづけており、本質的な反省の情も認め難い状況にある。

オ 請求人の本件非違行為により、教員に対する児童や保護者の信頼を著しく失墜させたことは明らかであり、他の教員が児童を指導しようとするときに、児童が請求人の本件非違行為を持ち出すなどして、教員がそのような違法な行為をしているにもかかわらず、なぜ自分が指導に従わなければならないのかなどと指導に従おうとしないというような事情の生じるおそれ也十分にありうるし、そのような事態になった場合には、あるいはそのような事態にならないように、学校現場の教員はよりいっそう児童に対する指導や接し方に慎重を期することを求められることになるものである。

また、請求人は、本件非違行為により突如逮捕されることになったため、滋賀県教育委員会の職場においては請求人の穴埋めをするのに一定の混乱・負担も生じたものである。

カ これらの諸事情を考慮すれば、請求人がこれまで継続勤務してきたことを考慮しても、本件非違行為の問題性や悪影響はその勤務の功労を全て失わせてなお余るものであり、請求人に対する一般の退職手当の全て不支給とするのが相当である。

したがって、滋賀県教育委員会の請求人に対する本件退職手当全部不支給処分は適法である。

(2) 令和6年1月24日付け弁明書（追加）における主張

ア 条例12条1項は、職員が懲戒免職処分を受けることによって退職したことを前提として、

①当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、②当該退職をした者の勤務の状況、③当該退職をした者が行った非違の内容および程度、④当該非違に至った経緯、⑤当該非違後における当該退職をした者の言動、⑥当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案し、当該職員の退職手当（一般の退職手当）の全部または一部の不支給処分を行うことができると規定している。

そして、上記③（当該退職をした者が行った非違の内容および程度）については、「滋賀県職員退職手当条例の運用方針について（通知）」（令和2年4月1日付総務部長通知）において、（ア）停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合、（イ）懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合、（ウ）懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合、（エ）過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合のいずれかに該当する場合に限定すると規定している。

イ そして、本件の処分庁（退職手当管理機関）である滋賀県教育委員会は、請求人の本件非違行為の内容および程度に関し、上記（ア）から（エ）までのいずれにも該当せず、退職手当の支給を一部支給にとどめるべき事情もないことを確認・検討するほか、既に答弁書において明らかにしているとおり、条例所定の上記①、②及び④～⑥の諸要素一つ一つについても、請求人の退職手当の支給について一部不支給にとどめるべき参酌すべき事由があるかどうかを検討し、そのような一部不支給にとどめるべき事情の認められないことを判断して、全部不支給処分を行ったものである。

（なお、このことは、請求人の令和5年11月28日付主張書面における求釈明事項第3・2に対する回答となるものである。）

ウ これに関し、請求人は、懲戒免職処分そのものについては、別途、人事委員会に対して審査請求をしてその適法性・有効性を争う余地があり、実際にも請求人はその請求をして争っているものであるし、これを他面において述べれば、本件の審査請求は地方自治法206条に基づき知事に対し申立てがなされているものであるが、関係法令上、知事には、滋賀県教育委員会の任用した教員に対する懲戒権限がなく、滋賀県教育委員会の行った懲戒処分を否定・修正する権限がないということになるのであるから、本件の審査請求手続きにおいては、請求人は、上記①～⑥の諸要素に関して退職手当の全部不支給処分とされたことについて反論すべき（一部不支給に留められるべきであるとの主張をすべき）ものである。

ところが、請求人は、令和5年11月28日付主張書面において、懲戒免職処分の適法性・有効性に関してしか主張・反論していないものであり、請求人のこの主張は主張自体失当というべきである。

したがって、本件退職手当全部不支給処分の適法性が否定される理由はないというほかなく、本件審査請求は直ちに棄却されるべきものである。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 条例

第12条（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第1項

退職をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容および程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者

(2) 滋賀県職員退職手当条例運用方針（令和2年（2020年）4月1日付け滋人第347号総務部長通知。以下「運用方針」という。）

第12条関係

1 非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものとする。

2 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、本条に規定する「当該退職をした者が行つた非違の内容および程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。

(1) 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合

(2) 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したのみである場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合

(3) 懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合

(4) 過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場

合であって、特に参酌すべき情状のある場合

- 3 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違であるときには処分を加重することを検討すること等により、本条に規定する「当該退職をした者が占めていた職の職務および責任」を勘案することとする。
- 4 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には処分を加重することを検討すること等により、本条に規定する「当該退職をした者の勤務の状況」を勘案することとする。
- 5 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合にはそれらに応じて処分を減輕または加重することを検討すること等により、本条に規定する「当該非違に至った経緯」を勘案することとする。
- 6 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合には処分を減輕することを検討し、当該非違を隠蔽する行動をとった場合には処分を加重することを検討すること等により、本条に規定する「当該非違後における当該退職をした者の言動」を勘案することとする。
- 7 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であった場合には処分を加重することを検討すること等により、本条に規定する「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」を勘案することとする。

2 本件処分の適法性について

(1) 懲戒免職処分の取消しに関する主張について

審査請求人は、懲戒免職処分が取り消された場合、本件処分はその基礎を失うため取り消されるべき旨主張する。

もっとも、本件では、令和7年3月7日付けで懲戒免職処分に対する審査請求が棄却されており、本件処分の適法性の判断にあたっては、懲戒免職処分は有効であることを前提として判断をする。

(2) 本件処分自体の適法性について

ア 滋賀県職員の退職手当の基本的性質について

退職手当の性格については、一義的に明確であるとはいえず、退職手当制度の仕組みおよび内容によってその性格付けに差異が生じ得るが、一般的に、勤続報償としての性格、

労働の対価たる賃金の後払いとしての性格、退職後の生活保障としての性格が結合した複合的な性格を有する。

滋賀県職員に対し支給される退職手当についても、退職日給料月額に勤続年数別の支給率を乗じて算定することとされ支給率がおおむね勤続年数に応じて逡増していること（条例第3条ないし第5条）、自己都合退職の場合の支給率が定年退職等の場合のそれと比較して減額されていること（条例第3条）などに照らすと、基本的には、職員が長期間勤続して退職する場合の勤続報償としての性格を基調としつつ、上記の3つの性格が統合したものと解される。

イ 滋賀県職員退職手当支給制限処分の性質について

条例第12条第1項が、退職手当支給制限処分の対象者を、懲戒免職等処分を受けて退職をした者および地方公務員法第28条第4項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者、すなわち重大な非違行為をした者に限定していることに照らせば、条例第12条第1項所定の退職手当支給制限処分は、職員の重大な非違行為を抑制する目的で、非違行為に対する制裁として課される処分と解される。

この点、同項は、抽象的、概括的に考慮事項を指示するだけで、同処分の処分要件を具体的に定めてはいない。また、同処分を行うか否か、同処分を行うときにいかなる程度の制限をすべきかについては、平素から組織内の事情に通暁して職員の指揮監督にあたる者の裁量に任せるのでなければ、適切な結果を期待することができない。

したがって、条例は、考慮事項を指示しつつも、重大な非違行為を防止するとの目的との兼ね合いで、具体的事案でどの程度まで退職手当を不支給とするのが相当かの判断を、処分庁の合理的な裁量に委ねたものと解せられる。

ウ 本件処分の適否について

（ア）原則不支給とする運用について

処分庁は、退職手当支給制限処分は全部不支給が原則であることを前提として、条例第12条第1項に規定する事情から、審査請求人の退職手当を一部不支給に留めるべき特に斟酌すべき事情の有無を検討し、本件処分に至っている。

この点、滋賀県では、同項各号のいずれかに該当するときは、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とする旨の運用方針が、令和2年4月1日に定められている。

条例第12条第1項所定の退職手当支給制限処分は、懲戒免職や当然失職の原因となる重大な非違行為に対する制裁であって、そのような非違行為は、通常、公務に対する信頼を大きく損なうものであり、公務員の退職手当は、退職引当金、退職共済金・保険金等を財源とすることが多い民間企業のそれとは異なり、支給時の税収を財源とするのであって、賃金の後払いとしての性格を強く有するわけではないから、処分庁が、運用方針に基づき、当該非違行為をした者の退職手当について全部不支給を原則とする運用を

行うことは、一応の合理性があると認められる。

(イ) 具体的検討

a 当該退職をした者が行った非違の内容および程度

前記のとおり、条例第12条第1項の退職手当支給制限処分は、職員の重大な非違行為を抑制する目的で、非違行為に対する制裁として課される処分と解されることからすれば、当該退職をした者が行った非違の内容および程度に関する事情が考慮要素の中でも特に重視すべき事情であると解される。

この点、刑事事件の第一審判決において、審査請求人の行為は、自己の膝の上にAを座らせ、Aの背後から両腕をAの胸部付近に回して、抱きつくような形で、自己の身体に引き寄せ、その際、意図的に手のひらでAの乳房を触ったもの（以下「本件非違行為」という。）であって、刑法（明治40年法律第45号）第176条に定めるわいせつな行為に当たると認定されている。これに対し、審査請求人は、下記の2点の理由から本件処分が前提とした刑事事件の第一審判決に事実誤認がある旨主張するため、審査請求人が行った非違の内容および程度についての検討に先立って、上記審査請求人の主張について検討する。

(a) Aの供述が当初より具体性を増しているとの主張およびAの母親による再現等によりAの記憶が置き換わった可能性の主張について

(i) Aの供述が具体性を増しているとの主張について

審査請求人は、Aの供述は時間が経過するにつれて詳細かつ具体的なものとなっており信用できない旨主張する。

たしかに、Aは、公判では、手で胸を触っているところを「見た」、「右」胸を触られた旨を供述しているのに対し、検察官の事情聴取時には、「見た」とは述べておらず、また、触られたのが「右胸か左胸か」は覚えていないと述べており、この点においてAの供述は時間の経過につれて詳細かつ具体的となっている部分が存在する。

しかし、Aの供述の信用性については、刑事事件の第一審判決だけでなく第二審判決においても、「被害者の供述は、被告人に着衣の上から乳房を手のひらで触られた。それは瞬間的なことではなかったという点では一貫して」いること、また、胸を触られていると感じたのか、これを見たのかという点に変遷があったとしても「供述の核心部分の信用性まで損なうようなものではない。」とされていることから、審査請求人に胸を触られたというAの供述の核心部分について信用性が認められており、Aの供述の一部が具体化しているからと言ってAの供述全体を信用できないものと評価することはできない。

(ii) Aの母親の再現等によりAの記憶が書き換わった可能性の主張について

また、審査請求人は、Aの供述の内容は、Aの母親による再現等によってAの

記憶が書き換わった結果なされた可能性が高い旨主張する。

たしかに、刑事事件の第一審判決において、Aの母親は、本件非違行為から約3か月後に、Aから被害申告を受け、Aとともに再現を行ったことが認定されている。

しかし、刑事事件の第二審判決において、Aの母親が第一審で、審査請求人の手のひらがAの胸に当たっていたという点やその時間は長く感じたという点を含め、Aから一通り話を聞いた後に再現をしたと供述していることを理由に、Aの母親による再現によりAの記憶がゆがめられた疑いは否定されており、Aの母親の再現等によるAの記憶の書き換えがあったと評価することはできない。

(iii) 小括

以上のとおり、刑事事件の第一審判決だけでなく、第二審判決においても、Aの供述の核心部分の信用性は維持されており、Aの記憶が書き換えられた疑いはないとされていることからすれば、Aの供述が具体化していることや、Aの記憶が書き換えられたことを理由として、刑事事件の第一審判決に事実誤認があったとする審査請求人の主張を採用することはできない。

(b) 審査請求人の腕や手の甲がAの胸に当たったのを、手のひらで触られたとAが誤解した可能性の主張について

また、審査請求人は、本件非違行為の時期は令和4年2月頃であって、Aは冬季用の制服等を着用していた可能性が高く、着衣の上から胸に触れたものが、腕や手の甲であるか、それとも手のひらであるかを判別することは通常困難であることから、触れられた感触から手のひらであるかそうでないかを判別できるという経験則が不合理である旨を主張している。

しかし、刑事事件の第一審判決は、Aにおいて固い腕や手の甲が当たったのを、柔らかい手のひらの感触と勘違いすることは考え難いと認定する前提として、「胸を触られて嫌だと感じる性的羞恥心を持ち合わせているAにおいて、Bに述べていたとおり触られて嫌だと感じたこと、Aの母に述べていたとおり当たっている感じがしたのは、瞬間的なものではなかったこと、引き寄せる際には一定程度の力が加わることを前提」として「固い腕や手の甲が当たったのを、柔らかい手のひらの感触と勘違いすることは考え難い」という経験則を適用しており、このようなAの性的羞恥心を考慮したAの意識状態、時間的な条件、想定される力の程度といった前提条件の下で、上記経験則を適用することは特段不合理とはいえない。

よって、不合理な経験則を適用したことを理由とする、刑事事件の第一審判決に事実誤認があったとの審査請求人の主張を採用することはできない。

(c) 小括

以上のことから、刑事事件の第一審判決に事実誤認がある旨の審査請求人の主張

を採用することはできず、審査請求人の非違行為としては、第一審判決が認定した通り、Aにわいせつな行為をしようと考え、姿勢の指導と称して、自己の膝の上にAを座らせた上、Aの背後からその胸部付近に両手を回してAの身体を自己の身体に向けて引き寄せ、着衣の上からAの乳房を手のひらで触ったものであることを前提として、非違の内容および程度を判断することになる。

しかるところ、上記の審査請求人の本件非違行為は、教師という立場を利用して、審査請求人を教師として信頼する児童の心情につけこむ行為であって、被害者は、安心して通えるはずの学校という場で被害を受けたものであり、それによる精神的苦痛は大きいものと想定できることからすると、当該非違行為自体の内容および程度は軽視できないものであり、退職手当全額の支給制限を正当化付ける重要な事情といえる。

b 当該退職をした者が占めていた職の職務および責任

審査請求人は本件非違行為時に「教諭」の地位にあり、その職務内容は、教員として児童に対し法規範や社会規範を遵守することを指導する職務を負っていたのであるから、自ら法規範等を遵守し率先垂範すべき責務があり、また、それを通じて、児童や保護者等からの信頼を保持しなければならない責務があったことから、本件処分の減軽を検討する事情があるとまではいえない。

c 当該退職をした者の勤務の状況

審査請求人は、通常勤務の他、クラス担任を務めており、これまでの審査請求人の勤務態度に特段の問題はなく、これまで懲戒処分を受けた記録もない。この点は、本件処分の減軽を検討する事情があると認められる。

d 当該非違に至った経緯

審査請求人は、自身が勤める小学校内の理科準備室において、授業で使用した実験器具（振り子の道具）を返しに来た児童の中からAだけ残るよう指示して、審査請求人とAの二人だけになる状況を作り出し、椅子に座る姿勢の指導として、自分の膝の上にAを座らせ、本件非違行為に及んでいる。

(a) 審査請求人による「姿勢の指導」について

通常、教師が児童に対し座り方の姿勢の指導をする際には、まず児童の現在の姿勢およびあるべき姿勢について口頭で説明したうえで、座り方を実際の椅子を用いて実演するというのが自然な流れになるはずである。ところが審査請求人は、Aを自分の膝の上に座らせて「姿勢の指導」を行っており、このような審査請求人の行為は、児童に対する座り方の姿勢の指導としては不自然な方法であって、合理的なものとは認められない。

(b) 不祥事防止に関する通知等について

滋賀県教育委員会は、令和元年度から令和3年度にかけて年に2回、児童生徒へ

のわいせつ行為を始めとした教職員の不祥事の未然防止を図るため、通知「教職員の綱紀の肅正と服務規律の確保について」を発出するとともに、通知「教職員のわいせつ・セクハラ行為の根絶に向けた職場研修について」に基づく「不祥事防止チェックシート」等を活用した自己点検の徹底を求めており、当該チェックシートのチェック項目には、「5 授業中や休み時間に、スキンシップとして児童生徒の髪の毛や体に触れたり（膝にのせたり、ハグしたり）することがある」、「8 児童生徒と一对一の状態で密室で指導したり、人目につかない場所や校外に呼んで個人的な話をしたりすることがある」というものがある。

小学校の教諭である審査請求人としては、上記の通知やチェックシートによる注意喚起が行われていることを認識すべきであって、自らの行為が不祥事に当たらないよう行動には注意を払わなければならないといえる。それにもかかわらず、審査請求人は、理科準備室内でAと二人きりになる状況を作り出したうえで、Aを自分の膝の上に座らせるという、上記「不祥事チェックシート」に該当する不適切な行為をしている。

(c) 小括

したがって、審査請求人が本件非違行為に至る経緯において、理科準備室でAと二人だけになる状況を作り出し、椅子に座る姿勢の指導と称して、自分の膝の上にAを座らせたことは、不自然で合理性が認められず、かつ児童に対する不適切な行為であって、その経緯においてもやむを得ない事情によるものとは認められない。

e 当該非違行為後における当該退職をした者の言動

本件非違行為における刑事事件にあたって、審査請求人は公判廷でAやAの母親に対して「申し訳ございません」と述べており、また、被害者側に示談の申し入れをしている旨の供述を行っている。

もっとも、審査請求人の謝罪内容は、「私の軽率な指導により」Aに嫌な思いをさせたことや公判廷での証言という負担をさせたことに対するものであり、本件非違行為を認めたうえでの謝罪ではない。また、示談の申し入れについても、審査請求人の認識は、Aに腕を回したことに対する謝罪の気持ちから申し入れたものであって、本件非違行為を認める前提で行われたものではない。

よって、審査請求人による謝罪や示談の申し入れについては、本件非違行為による被害や悪影響を最小限にするためのものとはいえず、これらの事実は、一応は本件処分の減軽を検討すべきではあるものの、原則として退職手当を支給とする運用を覆すほどの事情とは認められない。

f 当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度

審査請求人は本件非違行為による逮捕前、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課において、学ぶ力向上実践リーダー連絡協議会や少人数指導等に関する職務を担当して

いたが、逮捕によって審査請求人の職務を他の職員が代替して行う必要が生じた。また、審査請求人は逮捕後に勾留されていたため、後任に対する業務の引き継ぎが一切できなかった。

これらのことから、本件非違行為により公務の遂行に及ぼした支障は、小さくないものであったと認められる。

g 当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響

本件では、審査請求人の本件非違行為について新聞報道がなされており、報道等を通じて、児童や保護者、地域住民などに対し教員や学校あるいは教員の指導に対する信頼を広く、かつ、著しく喪失させたことは明らかである。

また、本件非違行為は、純然たる私生活の中で生じたものではなく、審査請求人の勤務先である小学校内で行われたものであることから、公務に対する信頼に及ぼす影響は、小さくないものであったと認められる。

h 結論

上記のとおり審査請求人の勤務の状況については処分の減軽を検討する事情が認められるものの、本件処分にあって重視すべき本件非違行為の性質が悪質性の高い行為であることや、本件非違行為に至る経緯に斟酌すべき事情がないこと、本件非違行為が公務の遂行や信頼に及ぼす影響が大きいことからすると、本件処分が裁量権を逸脱したものとは認められない。

(3) 裁量権行使の過程における考慮不尽および過大評価に関する主張について

ア 考慮不尽について

審査請求人は、平成16年から18年にわたり、教師として尽力し、その熱心な指導姿勢から、多くの児童、保護者らから厚い信頼を得てきたこと、本件によって審査請求人が逮捕、勾留された際は、以前の教え子やその保護者から、減刑・釈放を求める嘆願書が多数寄せられたことなど、審査請求人がこれまで地方教育に熱心に取り組み、教育成果をあげてきた旨を摘示の上、本件処分においては、長年にわたる審査請求人の、県内教育への多大な貢献が一切考慮されておらず、裁量権行使の過程における考慮不尽があった旨を主張する。

しかしながら、本件処分通知には、審査請求人の採用年月日と退職年月日が記載されるとともに、「滋賀県職員退職手当条例第12条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明」欄には「被処分者が占めていた職の職務および責任、被処分者の勤務の状況」についても勘案された旨の記載がされており、本件処分にあって、これまでの審査請求人の勤務状況が考慮の外にあったとは認められない。

また、嘆願書は、審査請求人が県内教育に貢献してきたことを示すものといえるが、本件処分は刑事事件の第一審判決で認定された、審査請求人が自己の膝の上にAを座らせ、Aの背後から両腕をAの胸部付近に回して、抱きつくような形で、自己の身体に引き寄せ、その際、意図的に手のひらでAの乳房を触った行為をしたことにより行われたものであつ

て、この非違行為とは直接の利害関係を有しない第三者による嘆願については、本件処分にあってその他の事情に比して特に重要視すべきものとまではいえない。そうだとすれば、本件処分の検討過程において、嘆願書の記載内容を考慮しなかったとしても、審査請求人が主張する考慮不尽があったとはいえない。

イ 過大評価について

また、審査請求人は、仮に審査請求人が、Aを膝の上に座らせ、Aの後ろから胸部付近に両腕を回してAの身体を自己の身体に向けて引き寄せ、着衣の上からAの乳房を手のひらで触ったとしても、その行為態様は強制わいせつ罪の実行行為として想定できるものの中で、最も軽微な部類にとどまるし、厳格に法令の解釈適用を行えば、強制わいせつ行為に該当するかさえ疑わしいものであり、かかる行為を過大に評価したものであるとして、裁量権行使における過大評価があった旨を主張する。

しかし、審査請求人の非違行為は前記のとおり、教師という立場を利用して、審査請求人を教師として信頼する児童の心情につけこむ行為であり、強制わいせつ罪の実行行為の類型としても最も軽微なものと評価することはできない。仮に、本件非違行為が強制わいせつ罪の実行行為の中で軽微な部類に属するものであるとしても、教職員のわいせつ行為に係る懲戒処分の基準（以下「懲戒処分基準」という。）において、免職が想定される

「わいせつ行為」には、刑法における強制わいせつ罪等だけでなく、これらより違法性の高くない行為態様が想定される滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）第24条第1項における「わいせつな行為」や、直接被害者への侵襲行為を伴わない「のぞき」等も含まれていることから、上記懲戒処分基準により免職と判断されることが想定される「わいせつ行為」の中で、審査請求人の非違行為の態様が特に軽いものと評価することもできない。

したがって、退職手当について全部不支給とした本件処分について、本件非違行為を過大に評価したものとは認められない。

(4) 比例原則違反の主張について

審査請求人は、本件処分は審査請求人に対する極めて重大な不利益処分であるところ、一審判決上認定された事実のみをもって懲戒免職処分を下すことは比例原則に反する旨を主張しているところ、上記(1)のとおり本件処分の適法性の判断にあたっては懲戒免職処分が有効であることを前提とすることとなるため、審査請求人の上記主張を採用することはできない。もっとも、上記主張は本件処分についての比例原則違反を意図したものとも理解しうるため念のため以下、検討する。

この点、上記のとおり審査請求人による非違行為は、教師という立場を利用して、審査請求人を教師として信頼する児童の心情につけこみ、着衣の上からとはいえ、胸を手のひらで触るという悪質なものであること、業務の引き継ぎが一切できない状態で、他の職員が代替せざるを得ない状況が生じ公務の遂行に支障が生じたこと、報道等を通じて、児童や保護者、

地域住民などに対し、教員や学校あるいは教員の指導に対する信頼が喪失されたと考えられることからすれば、一審判決上認定された審査請求人の行為に比して、退職手当の全部について支給制限されたことは比例原則に反して重すぎるものとは評価できない。

したがって、本件処分が比例原則に反したものとは認められない。

3 上記の退職手当支給制限処分の前提となる裁量権行使に関する事実関係に鑑みれば、その他、本件処分に関する違法または本件処分を取り消すべき不当のいずれも認められない。

4 以上のとおり、本件処分は適法であり、その他不当な点も見当たらず、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 年 月 日

審査庁 滋賀県知事 三 日 月 大 造

教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県教育委員会が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。